アドバイザリー契約書

学校法人慈恵大学（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。)とは、△△△△△についての技術開発（以下「本技術開発」という。)に関して、甲所属の◎◎◎◎教授（以下「◎◎教授」という。)が研究協力者として本技術開発に参画することについて、以下の通りアドバイザリー契約（以下「本契約」という。)を締結する。

第1条（アドバイザリーの要請）

乙は、甲に対し、本技術開発の分野で専門的知識を有する◎◎教授が研究協力者として本技術開発に参画してアドバイスすることを要請し、甲はこれを承諾する。なお、本技術開発における◎◎教授によるアドバイザリーの内容は次の通りとする。

(1) □□に関するアドバイス

(2) △△への出席

第2条（アドバイザリー報酬）

◎◎教授の本技術開発への参画に関するアドバイザリー報酬について、乙は、慈恵大学に対して別途両当事者間で合意した金額を支払うものとし、支払方法は両当事者間で協議のうえ定めるものとする。

第3条（費用）

◎◎教授の本技術開発への参画に関して生じる交通費及び宿泊費等の実費は、乙が負担するものとし、支払方法は両当事者間で協議のうえ定めるものとする。

第4条（秘密保持義務）

1. 甲は、乙から開示された秘密情報につき厳に秘密を保持し、秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、次の各号の一に該当することを証明できる情報については、この限りでない。

（1）開示を受ける前から公知となっている情報

（2）開示を受ける前から甲又は◎◎教授が既に知得し、その旨を証明することができる情報

（3）開示を受けた後に甲又は◎◎教授の責めによることなく公知となった情報

（4）第三者への開示について乙の事前の書面による承諾を得ている情報

（5）甲又は◎◎教授が第三者から正当に入手し、その旨を証明することができる　情報

1. 甲は、◎◎教授に対して、前項において自己が負う義務と同様の義務を負わせてこれを遵守させるものとし、これについて一切の責任を負う。

第5条（秘密情報の取扱い）

1. 甲は、秘密情報を本技術開発のためにのみ使用し、本技術開発以外の目的に使用しないものとする。
2. 甲は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保護・管理しなければならない。

また、秘密情報を自己の情報と区別して管理するものとする。

1. 甲は、乙から要請があった場合、遅滞なく秘密情報を乙に返却し又は破棄しなければならない。
2. 甲は、◎◎教授に対して、前各項において自己が負う義務と同様の義務を負わせてこれを遵守させるものとし、これについて-切の責任を負う。

第6条（同一業務の受託制限）

甲は、本契約の有効期間中は、◎◎教授に関しては、乙の競合他社との間で本契約と同様又は類似の取り組みに関与させないものとする。なお、本条における制約の対価は、第2条に規定するアドバイザリー報酬に含まれるものとする。

第7条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、2019年　月　日から2020年　月　日までとする。
2. 前項の定めに関わらず、第4条及び第5条は、本契約終了後3年間は有効に存続する。

第8条（協議事項）

本契約に定めのない事項、その他本契約に関する解釈上の疑義は、両当事者信義誠実の原則に従い、別途協議の上解決するものとする。

上記契約締結の証として本書を2通作成し、両当事者記名押印の上、各1通を保有する。

2019年　月　日

東京都港区西新橋三丁目25番地8号

学校法人慈恵大学

理事長　栗原敏 印

住所

○○○○:

役職名　氏名 印